

自治会回覧板へ添付できるチラシのルールについて

- ①自治会内に拠点・活動場所がある、もしくは団体役員等が居住していること
- ②以下のどれかに当てはまること
 - ・茅ヶ崎市HPに載っている協会が発行するもの（その下部団体からは不可）
 - ・市が主催しているイベント等に参加実績があり、その実績が確認できること
- ③参加費が無料のもの
- ④回覧として回すのは年に1回程度とする
- ⑤回覧は原則として、1日、15日とし回覧希望日の10日前までに回覧物を納品すること
- ⑥上記全てに当てはまったものを役員会にて最終議論を行い、承認多数となったもの

【式紙 O14】